

令和4年度（第2回）坂出市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和5年2月2日 15時00分～15時40分

開催場所 坂出市役所本庁舎 2階 大会議室

<出席委員>

- ・被保険者を代表する委員
高尾廣文 辻まち子 古家ひろみ
- ・医師，薬剤師を代表する委員
淡河洋一 北条聡子 八木宏暢 川西賢作 赤垣京子
- ・公益を代表する委員
三谷朋幹 藤川亘 吉田英子 多田羅日出子 大石康夫
- ・被用者保険を代表する委員
角光由

<欠席委員>

- ・被保険者を代表する委員
高木政博 土井昌実
- ・被用者保険を代表する委員
井元浩司

<事務局>

- ・健康福祉部
丸橋部長
けんこう課
黒木課長 十河課長補佐 寺嶋係長 藤井主事
- ・市民生活部
税務課
滝本課長 樋本課長補佐 谷川係長
市民課
福家課長 小川係長

黒木課長 　　ただ今より、令和4年度第2回坂出市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

　　議事に入るまでの間、進行を務めますけんこう課長の黒木でございます。よろしくお願いいたします。

　　それでは、最初に三谷会長より、ご挨拶をお願いいたします。

三谷会長 　　本日は、公私ご多忙の中、坂出市国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

　　新型コロナウイルスの感染拡大から3年あまりとなりました。これまで、何度となく変異を繰り返し、猛威を振るってきた新型コロナウイルスは、私たちの生活の在り方や働き方を大きく変化させました。そのうえ、昨年2月にウクライナ侵攻に伴う物価の高騰など、様々な変化への対応が求められています。

　　国民健康保険の運営に関しても、被保険者数の減少に伴う保険税収入の減少、高齢化に伴う医療費の増大、低所得者や子育て世帯の負担軽減、マイナンバーカードの保険証利用をはじめとするDXの推進等、社会の変化に伴う多くの課題を抱えております。

　　この後、市長より来年度の条例改正に関する諮問を受け審議を行うことになっております。また、今年度の決算見込および来年度の予算について、事務局より報告を受けます。

　　委員の皆さまにおかれましては、それぞれのご専門のお立場から、幅広い視点でのご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

　　本日はよろしくお願いいたします。

黒木課長 　　ありがとうございました。次に有福市長よりご挨拶を申し上げます。

市　　長 　　皆さんこんにちは。座って失礼いたします。

　　令和4年度第2回坂出市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

　　各委員の皆さま方におかれましては、お忙しいところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

　　過去2回の運営協議会は、新型コロナウイルス感染者の増加を受け、書面会議とさせていただきます。委員改選に当たりまして、私から直接委嘱状をお渡ししてお願いすべきところ、それが叶わず大変申し訳なく思っておりました。遅くなりましたが、どうか皆さまには、健全かつ安定的に当市の国保運営を行っていくため、引き続き、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

　　さて、先日、政府はゴールデンウィーク明けに新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5類へと引き下げることを発表し、これまでの感染拡大を食い止める政策から、経済社会活動の正常化に向けた政策へと、大きく舵を切っております。

このような中、本市国保事業におきましては、コロナ禍での受診控えの反動や、健診控えによる重症化リスクの高まりが、今後、医療費の増大を招きかねず、国保財政に少なからず影響するのではないかと懸念しております。

本日は、出産育児一時金の引き上げにともなう国保条例の一部改正、および国保税の賦課限度額と軽減判定所得の見直しにともなう国保税条例の一部改正についてご審議を賜るとともに、今年度の決算見込みと来年度の予算案の概要について、事務局よりご報告させていただきます。皆さまの率直なご意見を頂戴できることを期待しております。

最後になりましたが、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

黒木課長

ありがとうございました。

本日の運営協議会は、委員17名中14名の出席となっております。委員の過半数の出席を得ておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、本協議会は成立していることをご報告申し上げます。

改選後初めての協議会になりますので、私のほうで各委員をご紹介します。

前方中央、三谷会長、その隣、藤川副会長、こちらから被保険者を代表する委員として高尾委員、辻委員、古家委員でございます。

次に、医師・薬剤師を代表する委員として坂出市医師会から淡河委員、北条委員、坂出市歯科医師会から八木委員、川西委員、坂出市薬剤師会から赤垣委員でございます。

次に、公益を代表する委員として坂出市商工会議所から吉田委員、坂出市婦人団体連絡協議会から多田羅委員、坂出市連絡自治会から大石委員でございます。被用者保険を代表する委員として角（カド）委員でございます。

被保険者を代表する委員である高木委員、土井委員、被用者保険を代表する委員である井元委員は本日所用により欠席されております。

それでは議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、運営協議会規則第3条第2項により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、三谷会長、よろしくお願い致します。

三谷会長

それでは規則に基づきまして、議長をつとめさせていただきます。

議事に入る前に、本日の会議録署名委員については、辻委員、北条委員にお願いしたいと思います。後日、議事録が事務局より送られてきますので、内容を確認いただき、問題なければ署名、捺印しご返送ください。よろしくお願い致します。

それでは、諮問事項に移ります。

諮問を市長より受けたいと思います。

有福市長

（諮問書を朗読、会長に手渡し）

黒木課長 ここで、諮問事項について協議していただくため、市長はいったん退席させていただきます。

(市長退室)

三谷会長 先ほど市長より提出された諮問書の写しを委員の皆様配布しておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、事務局より諮問事項について、説明をお願いします。

寺嶋係長 坂出市国民健康保険条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。これは出産育児一時金の増額に関するものです。

現在、出産育児一時金については、子1人の出産につき42万円を支給しておりますが、その内訳は、本人への支給分40万8千円および産科医療補償制度の掛金分1万2千円となっております。

令和4年12月、社会保障審議会医療保険部会において「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。これに基づき、健康保険法施行令が一部改正され公布された旨の通知が本日届きました。

これを受けて、本市におきましては、坂出市国民健康保険条例の一部を改正し、令和5年4月より、出産育児一時金の本人支給分を8万円増額し48万8千円と改め、産科医療補償制度の対象となる場合は掛金分1万2千円と合わせて、支給総額は50万円となります。

この出産育児一時金の財源は、50万円の3分の2に相当する33万3千円が一般会計からの繰入れ、5千円が国からの補助金、残る16万2千円が国保税から充当されることとなります。

なお、国の補助金5千円は令和5年度の臨時的な対応であり、令和6年度以降は、後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や、後期高齢者と現役世代との負担割合の見直しが検討されています。

また、本市の出産育児一時金の支給件数につきましては、令和元年度16件、令和2年度21件、令和3年度19件、令和4年度見込14件となっております。

事務局からの説明は以上です。

三谷会長 只今、諮問事項について事務局より説明がありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

(質問なし)

三谷会長 それでは次の諮問事項に移ります。

事務局より諮問事項について説明をお願いします。

寺嶋係長

坂出市国民健康保険税条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

これは国保税の改定に関するものであり、賦課限度額の引き上げおよび軽減判定所得の引き上げの2点についてです。

これらは、本年3月に予定されております地方税法施行令の改正に伴い、改正を行うものです。

まず、賦課限度額の引き上げについて説明します。

資料の4ページをご覧ください。

国民健康保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

この賦課限度額の引き上げを行うことで、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができます。

現行での賦課限度額は、医療分が65万円、支援分が20万円、介護分が17万円、合計102万円となっております。

このうち、支援分を2万円引き上げて22万円とし、医療分および介護分を据え置き、合計104万円となります。

この引き上げに伴い、支援分が賦課限度額を超過している世帯数は67から60へ減少する一方、支援分に係る国保税課税総額は、101万2700円増加する見込となっております。

続いて、軽減判定所得の引き上げについて説明します。

資料の5ページをご覧ください。また資料の6ページに国が示す概要がありますので、併せてご確認ください。

これは均等割および平等割に係る5割軽減、2割軽減の軽減判定所得を拡大し、軽減対象世帯を増やし、低所得者の税負担を軽くしようとするものです。

世帯内の給与所得者等が1名の世帯の場合、5割軽減措置の対象となるのは、改正前は、所得額が「43万円+28万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+29万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯へと拡大されます。

同様に、2割軽減措置の対象は、改正前は、所得額が「43万円+52万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+53万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯へと拡大されます。

軽減所得を拡大した場合の影響を、令和5年1月17日時点の被保険者で比較すると、軽減世帯数が医療分および後期高齢者支援金分で26世帯、介護分で10世帯増えることとなります。

軽減額は、全体で117万6,160円増額となり、被保険者の税負担軽減が拡大されることとなります。

つまり、約118万円の国保税収が減少となりますが、減少した分は全額、基盤安定繰入金として県より4分の3、市より4分の1が国保会計に法定繰入されますので、

国保財政への影響はありません。

以上で、説明を終わります。

三谷会長 只今、諮問事項について事務局より説明がありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

(質問なし)

三谷会長 それでは、以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしますが、諮問事項については、同意することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

三谷会長 それでは、諮問された案件について同意が得られたものと認めます。答申(案)を、ただ今から配布いたしますのでしばらくお待ちください。

(答申(案)を配布)

三谷会長 それでは、答申(案)を私の方から読み上げますので、ご確認をお願いします。

(答申(案)を全文朗読)

只今、答申(案)について読み上げましたが、この案のとおり答申を行なうことにご異議ございませんか。

(異議なし)

三谷会長 それでは、諮問された案件について答申(案)のとおり答申を行うことが、承認されたものと認めます。

(市長入室)

(答申書朗読し、市長へ手交)

市長 条例改正についてご協議をいただき、感謝申し上げます。
本日はまことにありがとうございました。

黒木課長 市長はここで退席させていただきます。

(市長退席)

三谷会長 続きまして、報告事項へ進みます。①「令和4年度国民健康保険特別会計決算見込」について、事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 令和4年度坂出市国民健康保険特別会計決算見込について説明します。資料の7ページをお開きください。

坂出市国民健康保険特別会計予算および決算見込を記載しています。左側の表に歳入、右側の表に歳出を記載しています。

それぞれの表には、左から令和4年度当初予算、次の青色の列に令和4年度決算見込、その右の列に令和4年度の当初予算と決算見込の比較、次の赤色の列に令和5年度当初予算、最後に令和4年度と令和5年度の当初予算の比較を記載しております。

決算見込額については不確定な部分もありますので、現段階での見込額を報告させていただきます。

まず、令和4年度決算見込について、予算と比較して大きく数字が変更する部分について説明いたします。

歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の青色の列およびその右の列の当初予算との比較をご確認ください。

保険給付費につきまして、対当初予算比で約2.5%に当たる1億円強減少する見込みです。これは、団塊の世代に当たる被保険者が年齢到達により後期高齢者となったことや、昨年10月より社会保険の適用が拡大されたことにより、当初の想定以上に被保険者数が減少し、保険給付費の総額が減少したためです。

その下の保健事業費につきましては、2千万円程度の減少が見込まれておりますが、これは特定健診等の受診者が予算上の総定数を大幅に下回る見込みであるためです。

次は基金積立金についてです。

令和3年度からの繰越金のうち令和4年度に精算を行う予定の額を差し引いた1億6,498万5千円を、9月議会にて承認を受け、積み立てを行いました。

年度間の財政調整を図ることを可能とし、国保財政を安定的に運営していくために令和3年度に基金を創設しましたが、昨年度に続き、今年度につきましても、取崩しを行うことなく、積み立てを行うことができました。

この基金は、今後さらなる被保険者数の減少や、急激な保険給付費の増加、社会情勢の悪化による収納率の低下等により財源不足が見込まれ財政運営が困難になった場合に、最終決算が赤字となることを回避するために取崩しを行う予定となっております。

続きまして、歳入科目についてご説明いたします。

左側の表の、同じく青色の令和4年度決算見込額の列とその右の列の当初予算との比較をご確認ください。

まず保険税につきまして、一般分、退職分を合わせて対予算比5千万円程度の増加

し9億1,409万2千円を見込んでおります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるのではないかと想定し、収納率を低めに見積もって予算を作成していましたが、実際は例年通りの収納率を確保できそうな見込みで収納額が推移しているためです。

次に、県支出金のうち普通交付金について説明します。

普通交付金は、歳出科目にあります保険給付費分から、手数料および第三者行為や過誤等による返納分を除く全額が交付されるものです。

そのため、先ほど述べましたように、想定以上に被保険者数が減少したことにより保険給付費の総額が減少したため、それに伴い交付金額も減少することになります。特別交付金につきましては、現在、交付申請手続きを進めているところでして金額は確定しておりませんが、昨年度の交付実績等を踏まえて、予算作成時よりも増加することを見込んでおります。

その下にあります、一般会計繰入金につきましては、国税の収納率が想定を上回る見込であるため、今年度におきましても、赤字繰入は発生しない見込となっております。

なお、令和2年度に保険税率を改定して以降、3年続けて黒字となっておりますので、併せてご報告いたします。

次に、繰越金につきましては、令和3年度に黒字となった1億7,264万円を令和4年度に繰り越しし、基金積立金に充当いたしました。

以上のことから、令和4年度の歳出見込額60億2,092万7千円、歳入見込額61億3,734万9千円となり、収支差引額および繰越金等を除いた単年度収支額のいずれも、黒字となることを見込んでおります。

以上で、令和4年度決算見込みに関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ただいま、「令和4年度坂出市国民健康保険特別会計決算見込」について事務局より説明がありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

(質問なし)

三谷会長 続きまして、報告事項②「令和5年度坂出市国民健康保険特別会計予算の概要について」事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 令和5年度予算について、主な費用に係る概要を説明させていただきます。
先ほどと同じく、歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の赤色の列およびその右にある令和4年度当初予算との比較をご確認ください。

総務費は、今年度と同程度の8,139万2千円を計上しました。

保険給付費は、被保険者数の減少を見込みつつも急激な給付費の上昇に備えて、1億8,138万2千円減の43億7,431万7千円を計上しております。

続いて、保健事業費は、今年度予算と同程度の6,369万2千円を計上しており

ます。ただし、その内訳として受診率が低迷しております特定健診の受診勧奨や、来年度の国の方針として医療費適正化を重視していることから、「適正受診・適正服薬」対策に重点を置いた予算配分に変更しております。

続いて、国保事業費納付金は、2,982万9千円減の12億4,335万5千円を計上しております。坂出市から香川県へ納めるものですが、来年度はさらに被保険者数が減少する見込であり、減額となっております。

しかしながら、一人当たりの納付金は増加しており、今後も増加が見込まれておりますので、財政運営においては引き続き注視すべき項目となっております。

続きまして、左側の歳入科目を説明します。

国保税につきましては、2,681万3千円減の8億3,664万5千円を計上しております。被保険者数の減少の影響を受け、国保税収納額につきましても減少を見込んでいます。

次に、県支出金については、1億9,231万3千円の減となる43億9,807万8千円を計上しております。これは、歳出である保険給付費の減額に伴い普通交付金が減額となるためです。

続いて、一般会計繰入金については、1,392万5千円の増となる5億3,490万1千円を計上いたしました。前年度予算と比較して基盤安定繰入金の増加が見込まれるためです。

また、来年度におきましても、県へ納める納付金等は国保税で賄えると想定しており、赤字繰入の必要はないと見込んでおります。

今後も赤字を発生させないように、引き続き収納対策や医療費適正化、交付金の増額確保等に努めてまいります。

以上、令和4年度予算総額は、歳入歳出ともに対前年度比1億8,985万7千円減の58億53万6千円を計上しております。

これで、令和5年度予算に関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ただいま、「令和5年度坂出市国民健康保険特別会計予算の概要」について事務局より説明がありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

(質問なし)

三谷会長 次に、報告事項③「その他」として、「新型コロナウイルス感染症への対応について」事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 その他の報告事項として、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症への対応について、ご報告いたします。

資料の8ページをお願いいたします。

まず1つ目の傷病手当金についてです。

当市の国民健康保険においては、国の財政支援の基準に合わせ、新型コロナウイルス

ス感染症に感染した被用者等を対象に、令和2年1月1日から令和5年3月31日に療養のため労務に服することができない期間があった場合に、傷病手当金を支給しております。

実績は資料の通り、制度が創設された令和2年度は0件、令和3年度は2件、第7波・第8波と感染者が急増した今年度は現時点で20件の支給を行いました。

国は、今後の財政支援の方針を示していませんので、令和5年3月31日以降の制度の在り方につきましては、国や県内各市町の動向を注視してまいります。

次に、国民健康保険税の減免についてです。

本市の国民健康保険税条例におきまして、災害等による保険税の減免を定めており、条例に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響における減免を実施してまいりました。

厚生労働省の示す基準に基づく減免を実施した場合には、国より全額補填されることとなっているため、現在は厚生労働省の基準に沿った運用を行っております。

来年度以降につきましては、傷病手当金と同じく、国からの方針が示されていないため、現時点では未定となっております。

実績は資料の通りとなっております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ただ今説明のありました事項につきまして、何か質問等はございませんか。

(質問なし)

三谷会長 以上をもちまして、本日予定していた議事は終わりましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

(質問無し)

三谷会長 コロナ関連につきましては先ほど有福市長がおっしゃったように5類に移行することが発表されており、今後徐々に変化していくのではないかと思います。

この間の医療従事者のかたやご家庭でも非常に苦勞されたことと思われませんが、皆様のおかげで山を越えてきたことと思います。まだ気を付ける必要があるとはいえ、少しずつマスクも外し、その他の施策等も通常の状態に戻っていくのではないかと思います。

運営の皆さま常日頃本当にありがとうございます。皆様のおかげで安心して生活し、病気になっても医療を受けることができいております。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の議事はすべて終了致しました。

長時間にわたりご検討いただき、ありがとうございました。

黒木課長 本日お伺いした委員の皆様方のご意見は、今後の国保事業の運営にあたりまして、
十分参考にして活かしていきたいと考えております。ありがとうございました。